**久米田中学校いじめ防止基本方針**

令和５年４月１日

目　　　次

**第1章　いじめ防止に関する本校の考え方　………………………………　　３**

１　基本理念

２　いじめの定義

３　今日的ないじめに対するとらえ

４　いじめ防止のための組織

５　取組状況の把握と検証（PDCA）

６　年間計画

**第2章　いじめ防止　…………………………………………………………　　７**

１　基本的な考え方

２　いじめの防止のための措置

**第3章　早期発見　……………………………………………………………　　９**

１　基本的な考え方

２　いじめ早期発見のための措置

**第4章　いじめに対する迅速な対応　………………………………………　１０**

１　基本的な考え方

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

３　いじめられた生徒又はその保護者への対応

４　いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

５　いじめが起きた集団への働きかけ

６　ネット上のいじめへの対応

７　新型コロナウイルス感染症に関する風評被害への対応

８　いじめの解消に向けて

９　重大事態への対応

**第5章　その他　………………………………………………………………　１３**

**【別添資料】**

いじめ事象生起時の対応について

ネット上のトラブルへの対応

問題行動対応チャート

**第１章　いじめ防止に関する本校の考え方**

**１　基本理念**

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

○いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健

全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題です。いじめはすべての

子どもにおこりうる問題であり、どんな理由があっても「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりするような行為も許されるものではありません。

家庭でのしつけや地域社会、学校での活動を通して、小さいころから規範意識や人権感覚を養うことが必要です。

○豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認めあい、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識や人権意識を基盤として、仲間とともに問題を解決するために必要な力を育成していかなければなりません。

家庭生活や地域での活動、学校教育などさまざまな場面で、よりよい人間関係やコミュニケーションについて考える機会を子どもたちに与え、体験させることが重要です。

○地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域などすべての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。そうした社会との関わりの中で、子どもは、すべての人をかけがえのない存在として大切にする気持ちを養っていきます。子どもを取り巻く大人たちがよいモデルとなって、子どもたちを導く存在となることが求められていま

○発達障がいを含む、障がいのある子どもがかかわるいじめやその他について

子どもの障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、子どものニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導支援が必要です。また、帰国した子どもや外国人の子ども、性同一性障がいに係る子ども、震災により避難している子どもなど、学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常的に子どもの特性をふまえた支援や保護者との連携、周囲に対する必要な指導を組織的に行うことも大切です。

本校では、「笑顔あふれる学校」を教育目標としており、生徒が生き生きと活動し、保護者や地域社会から信頼、期待される学校教育を推進している。いじめは誰からも笑顔を奪い取るだけではなく、時には命さえ奪い取るものと認識し、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

**２　いじめの定義**

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

◎冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる

◎仲間はずれ，集団による無視をされる

◎軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする

◎ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

◎金品をたかられる

◎金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

◎嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

◎パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

**３　今日的ないじめに対するとらえ**

○“閉じた”集団の中でのいじめ

近年のいじめの特徴として、普段一緒に行動しているグループや部活動の仲間など、

ある一定の人間関係があるグループや集団の中でいじめがおこることがあげられます。このグループや集団は外に対して“閉じた”状態にあり、その中での出来事は、その他の子どもや大人には見えにくく、一見すると遊びやふざけあいとしか見られないた

め、いじめの発見がおくれ、事態を深刻化させてしまう危険性があります。

また、いじめの加害・被害の関係も固定化されたものでなく、ふとしたきっかけで加

害・被害が入れ替わるため、グループ内でいじめがおこった際に、周囲からのいじめをやめさせようとするはたらきが弱く、逆にいじめに加担したり、傍観したりする場合も見られます。

○インターネット・SNS等を介したいじめ（ネット上のいじめ）

スマートフォンなどの高機能情報端末の普及により、インターネットや、LINE・Twitterなどに代表されるSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を介したいじめが数多くおこっています。また、加害・被害の当事者でのトラブルやいじめが、インターネットやSNS によって広がり、深刻化する事例もでてきています。

インターネットがもつ特性から、ネット上のいじめは、不特定多数の人々から、即座に、さまざまな形でいじめを受けることにつながり、被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きくなります。また、SNS のグループ内でのやり取りなどは、周りの大人にとって、いじめに気づくことが難しく、発見や対処が遅れることがあります。

さらに、インターネットやSNS ではメールやメッセージなどを通じてやりとりをするため、面と向かっての会話に比べて相手の意図を理解しづらく、表現などで誤解を招きやすい傾向があります。そのため、コミュニケーション能力を育てていく途上にある子どもたちにとっては、問題がより複雑になり、いじめの解決が難しくなる場合が多く見られます。

**４　いじめ防止のための組織**

(1) 名称「いじめ不登校対策委員会」

(2) 構成員　校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主担者、各学年主任、各学年生徒指

導、養護教諭、生徒支援Co、生徒会主担、教育相談主担、スクールカウン

セラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて関係機関

(3) 役割　ア　いじめ防止基本方針の策定

イ　いじめの未然防止

ウ　いじめの対応

エ　教職員の資質向上のための校内研修

オ　年間計画の企画と実施

カ　年間計画進捗のチェック

キ　各取組の有効性の検証

ク　いじめ防止基本方針の見直し

**５　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）**

いじめ不登校対策委員会は毎月１回年１２回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

**６　年間計画**

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 岸和田市立久米田中学校　いじめ防止年間計画 | | | | |
|  | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 学校全体 |
| ４月  ５月  ６月  7月 | 入学式・始業式  保護者・生徒への相談窓口周知  休み明けアンケート  生活環境調査票により把握された生徒状況の集約  家庭訪問による家庭状況把握  宿泊学習（集団づくり）  社会性測定用尺度  生活アンケート  教育相談  保護者懇談会（家庭での様子の把握）  1学期振り返りシート | 始業式  保護者・生徒への相談窓口周知  休み明けアンケート  生活環境調査票により把握された生徒状況の集約  家庭訪問による家庭状況把握  社会性測定用尺度  生活アンケート  教育相談  保護者懇談会（家庭での様子の把握）  1学期振り返りシート | 始業式  保護者・生徒への相談窓口周知  休み明けアンケート  生活環境調査票により把握された生徒状況の集約  家庭訪問による家庭状況把握  社会性測定用尺度  生活アンケート  教育相談  修学旅行（集団づくり）  保護者懇談会（家庭での様子の把握）  1学期振り返りシート | 「いじめ防止基本方針」のＨＰ更新  各月でのいじめ不登校対策委員会  社会測定用尺度分析とアンケート分析  １学期と３学期にQUを実施 |
| ８月  ９月  11月  12月 | 始業式  休み明けアンケート  文化祭  （集団づくり）  体育祭  （集団づくり）  社会性測定用尺度  生活アンケート  教育相談  保護者懇談会（家庭での様子の把握）  ２学期振り返りシート | 始業式  休み明けアンケート  文化祭  （集団づくり）  体育祭  （集団づくり）  社会性測定用尺度  生活アンケート  教育相談  保護者懇談会（家庭での様子の把握）  ２学期振り返りシート | 始業式  休み明けアンケート  文化祭  （集団づくり）  体育祭  （集団づくり）  社会性測定用尺度  生活アンケート  教育相談  合唱コンクール  （集団づくり）  保護者懇談会（家庭での様子の把握）  2学期振り返りシート | 各月でのいじめ不登校対策委員会  社会性測定用尺度分析とアンケート分析 |
| 1月  2月  3月 | 始業式  休み明けアンケート  教育相談  社会性測定用尺度  生活アンケート  合唱コンクール  （集団づくり）  年度振り返りシート | 始業式  休み明けアンケート  教育相談  社会性測定用尺度  生活アンケート  合唱コンクール  （集団づくり）  年度振り返りシート | 始業式  休み明けアンケート  社会性測定用尺度  生活アンケート  卒業式 | 各月でのいじめ不登校対策委員会  社会性測定用尺度分析とアンケート分析 |

**第２章　いじめ防止**

**１　基本的な考え方**

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

**２　いじめの防止のための措置**

(1) 平素からいじめの特性を十分に理解し、教職員が生徒の状況を共有することを徹底し、些細なことでも生徒に声をかけ積極的な生徒理解をすることで未然防止、早期発見につなげる。また、校内外の関係諸機関、専門職の特性を理解し、適切な支援体制を構築する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。また、そのような環境を整えることは自尊心や自己肯定感の高まりにもつながる。

(3) いじめは校内だけで起こりえるものではなく、どこでも、いつでも起こりえるものとして理解し、保護者やＰＴＡ、地域との連携を密にすることが不可欠である。

未然防止のための学校体制

**いじめ不登校対策委員会**

ＰＴＡ

校　長（田中）

）

教　頭（荒木）

関係機関

指導教諭（北西・平野）

首　席（速水）

連携

生徒支援Co（荻田）

生徒指導主担（速水）

地　域

生徒会主担（藤川）

人権教育主担（中野ゆ）

連携

SC（広瀬）・SSW（大松）

養護教諭（瀧北）

各学年主任（①細江②北西③田中）

担任

指導方針・役割分担

加害生徒

被害生徒

周りの生徒

被害生徒保護者

加害生徒保護者

指導・支援

支援

指導・支援

支援

全　教　職　員

**第３章　早期発見**

**１　基本的な考え方**

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。更に、昨今ではＳＮＳ、ネットなど匿名の誹謗中傷も多く、いじめの隠匿性だけでなく、拡散性もあり根絶しがたい状況にある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

**２　いじめの早期発見のための措置**

(1) 第一に生徒理解に努めることが当然であるが、普段からの生徒との関わりや教育相談など直接的に得た見解に止まらず、生活アンケートやＱＵなどのアンケートを実施する。生活アンケートについては、すぐに確認をして、被害の訴えや気になることを書いている場合は、学年職員と係で情報共有し、すぐに対応する。QUについては、検討会を設ける。これらの全ての結果を全職員で共有する。個々の生徒の状態や学級、学年の状況を共有し、些細な変化にも気づくことができる環境を整える。また、全教職員が積極的な生徒理解に努めることで生徒が安心して相談できる信頼関係を築いていく。

(2) 生徒間の正しい関係を築くために学校生活に班活動を導入し、その活動の中でお互いの特性を認め合い、相手の立場を理解しながら感情を伝え合いする中で安心して話や相談ができる集団を育てていく。そして、誰もが自尊心、自己肯定感を感じ、相互理解ができるいじめのない環境を作っていく。

(３) 平素から保護者との連絡を密にし、校内では見せない生徒の一面も知ることで早期発見につなげる。また、地域との連携も登下校の様子や普段の生徒の様子を知ることができる大切な関係であることを認識し、連携していく。

**第４章　いじめに対する迅速な対応**

**１　基本的な考え方**

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な生徒や保護者への対応については、（別添資料）「いじめ事象生起時の対応について」「ネット上のトラブルへの対応」「問題行動対応チャート」等を参考にして、外部機関とも連携する。

**２　いじめ発見・通報を受けたときの対応**

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ不登校対策委員会を中心に情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

**３　いじめられた生徒又はその保護者への支援**

(1) いじめた生徒の別室指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

**４　いじめた生徒への指導又はその保護者への助言**

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

**５　いじめが起きた集団への働きかけ**

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

**６　ネット上のいじめへの対応**

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

**７　新型コロナウイルス感染症に関する風評被害への対応**

　　新型コロナウイルス感染症拡大やその対策に伴う不安やストレスなどから、感染した人や検査を受けた人、医療従事者、またはその家族など、様々な立場の人たちが現実社会だけでなく、SNS等での誹謗中傷や差別的な書き込みなどでも傷つけられています。このような行為は心身を傷つける不適切な行動です。偏見や差別、いじめなどの人権侵害行為を防ぐためにも風評被害を決して許さない姿勢が大切です。

**８　いじめの解消に向けて**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」と判断するためには、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の２つの要件が少なくとも満たされている必要がる。なお、解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性を十分にふまえ、日常的に注意深く観察する必要もある。

**９　重大事態への対応**

**市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）**

①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

　→**市・市教委が重大事態の調査の主体を判断**

　　学校を調査主体とした場合

　　市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

　　市・市教委が調査主体となる場合

　　市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

**第５章　その他**

【別添資料】

「いじめ事象生起時の対応について」

「ネット上のトラブルへの対応」

「問題行動対応チャート」